

平成 30 年度

第9回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成30年12月7日、大多喜町農業委員会会长 押元康郎は、平成30年度第9回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

<出席委員> (10名)

1番委員：加曾利益弘
3番委員：森 紀久嗣
5番委員：渡辺忠洋
7番委員：麻生幸男
9番委員：山口 豊

2番委員：磯野義夫
4番委員：鈴木孝一
6番委員：吉野公博
8番委員：矢代とみ江
10番委員：押元康郎

<出席職員>

事務局長 西川栄一 事務局 小高一哉 寺井絵里 加曾利英男

開 会（午後 2 時）

局長（西川）

それでは、定刻となりましたので、只今より平成 30 年度第 9 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は、委員全員のご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定によりまして会議は成立します。それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして押元会長に議長をお願いいたします。

議長（押元会長）

議事日程 3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、1 番の加曾利委員、2 番の磯野委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程 4 の議事に入らさせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1 ページをお開きください。それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 30 年 1 月 27 日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 20、所在・地番 泉水地先、地目 畑、地籍 1 筆 965 m²、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 譲受人 当該地は高地に位置しているため、これを譲り受け、表層土を休耕田の客土に用いた後、樹園地として活用する。売買による所有権移転。

譲渡人 長年植木畑にしてあったが、高齢となり除草管理等ができないため。売買による所有権移転。

番号 21、所在・地番 田丁地先、地目 畑、地籍 1 筆 962 m²、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 譲受人 自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るため。

譲渡人 高齢で耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。売買による所有権移転。

なお、譲受人の権利取得後の農業経営の実態は 2 ページに

記載のとおりです。本件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。事務局からは、以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第1号、番号20及び番号21については、私が現地調査を担当しましたので一括して報告します。

押元委員（10番）

番号20の申請地は、資料3-20の案内図のとおりです。

ご報告させていただきます。

申請地は現在楓の木が40本ほど植えてあり、管理しているようだが雑草が生い茂っている状態です。権利者は、この楓の木を伐採及び抜根して、オリーブを植えて樹園を造りたいと言っておりました。権利者は、オリーブを栽培するため群馬県に赴き勉強していると話しておりました。以上、ご報告申し上げます。

議長（押元会長）

それでは、この件について、ご質問等のある方は挙手の上お願いします。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問が無いようですが、番号20についてご異議ございませんか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

それでは、許可することに決定いたしました。

それでは、番号21の説明に入らさせていただきます。

押元委員（10番）

番号21の申請地は、資料3-21の案内図のとおりです。

ご報告させていただきます。

権利者は、この付近でビニールハウスによる施設園芸を大規模に営んでおり、この申請地を取得し規模拡大を図ると話しておりました。また、ハウスでも建てる計画があるように思えました。以上、ご報告申し上げました。

議長（押元会長）

それでは、この件について、ご質問等のある方は挙手の上
お願ひします。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問が無いようですが、番号21についてご異議ございませんか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

番号21については、許可すると言ふことで決定します。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。本案について、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

3ページをお開きください。

議案第2号につきましては、申請案件が3件ありますので、先に一括して事務局で説明させていただいた後に1案件ごとに審議願います。それでは、説明させていただきます。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記により農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成30年12月7日提出。大多喜町農業委員会会长押元康郎。

番号23、所在・地番 八声地先、地目 畑、地籍 437m²、農地種別 2種、農用地区域外 外、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 平成30年7月頃から、申請地に農機具保管のための倉庫を農地法の許可なく建築してしまった。転用を伴う使用貸借権設定、始末書付き。

4ページをお開きください。

番号24、所在・地番 下大多喜地先、地目 畑、地籍 444m²、農地種別 2種、農用地区域外 外、権利者 大多喜町○○○○氏と○○○○氏の持分 1/2、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 現在、現住所地にて両親と伯父と妻と子供1人の6人で生活している。子供の成長と家族が増えることを考えると、現在の住まいでは手狭なため、父の所有する申請

地を借り受け、専用住宅を建築したい。転用を伴う使用貸借権設定。

番号25、所在・地番 田丁地先、地目 田、地籍 320m²、農地種別 2種、農用地区域外 外、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 これまで賃貸により確保していた駐車場が、所有者の都合により解約となつたため、新たな用地を探していたところ、自宅から近い当該地が売地としてあつたため、車庫及び駐車場用地として購入したい。転用を伴う所有権移転。以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第2号番号23については5番委員 吉野委員に現地報告をしていただきますのでよろしくお願ひします。

吉野委員（5番）

それでは、12月3日に調査をしてきましたので、その報告をさせていただきます。

今回の申請箇所は、資料5-23の案内図とおりとなっております。この案件は、農地法の許可を得ずに倉庫を建ててしまつたということで、もともとビニールハウス兼倉庫が建っていたが、それを取り壊して建てたものです。

本来の順序が違つてしまつたが、農業用倉庫であることなので、問題は順序が違つただけで、何の問題も無いと感じました。ご審議の程お願ひします。

議長（押元会長）

ありがとうございました。5番委員 吉野委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願ひします。

議 場

———— 質問・意見等なし ————

議長（押元会長）

質問が無いようですが、番号23について許可相当にすることにご異議ございませんか。

議 場

———— 異議なし ————

議長（押元会長）

議案第2号の番号23については、許可相当と言うことで決定します。

続きまして、番号24については、9番委員 矢代委員が現地の調査を行つていただきましたので、その報告をお願い

します。

矢代委員（9番）

番号24の案内図をご覧ください。申請箇所は、この案内図のとおりです。申請地の土地の現況は、父親が造園を営んでいるため植木が植えられております。現在両親と叔父と申請者夫婦と子供一人の合計6人で一緒に住んでいますが、手狭になってきたので父の所有する申請地を借り受け専用住宅とガレージの建設を申請したいとの事です。生活雑排水は、合併浄化槽で処理後、申請地のすぐ隣が宅地になっておりますので、宅地内の既存U字溝へ放流するとの事です。雨水は宅地内自然浸透です。宅地への日照の影響も申請地から距離も十分にあり問題は無いと思われます。造園業を営んでいるため、父親が整地してくださるそうです。よろしくご審議の程お願いします。以上です。

議長（押元会長）

ありがとうございました。9番委員 矢代委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

議長（押元会長）

ご質問ございませんでしょうか。

吉野委員（5番）

このクランクしているところが入口なんでしょうか。
この道幅だと非常に使いづらいのではないですか。

矢代委員（9番）

その部分は、既存の宅地内にある進入路の拡幅部分に当たります。

議長（押元会長）

他にご質問無いでしょうか。

議場

———— 質問・意見等なし ————

議長（押元会長）

質問が無いようですが、番号24について許可相当にする
ことにご異議ございませんか。

議場

———— 異議なし ————

議長（押元会長）

議案第2号の番号24については、許可相当と言うことで決定します。

続きまして、番号25については、私が現地調査を担当し

ましたので、その報告をさせていただきます。

押元委員（10番）

番号25については、11月29日事務局2名と申請人代理人の立会のもと調査を行ってまいりました。申請箇所は、資料5-25の案内図のとおりです。現状は、作物等は植わっていないが、草刈りされており適正に管理させている状態でした。今回の申請内容から見ても、特に問題となる事は無いと判断してまいりましたので、ご報告申し上げます。以上です。

議長（押元会長）

報告が終わりました。ご質問等のある方はお願ひします。

森委員（3番）

職業は何をやっているのか。家の写真を見ると重機等が置いてあるが。

事務局（寺井）

申請書を見ると、無職となっています。

吉野委員（5番）

ここに駐車場を造りたいとの事ですよね。

事務局（小高）

駐車場と言うより、ガレージの用途だと思われます。

申請人の住所地から距離があるので趣味的なガレージではないでしょうか。

吉野委員（5番）

写真で見る限り、農地として使っていないみたいですね。

押元委員（10番）

現地確認でも確認しましたが農地としては使っていないようです。

加曾利委員（1番）

隣接の農地所有者には同意を得たのでしょうか。

隣接に田があるが、計画図から見ると日照の関係は問題ないと思うのですが。

事務局（寺井）

隣接農地の耕作者及び所有者には、事業計画書に説明状況が載っていますが、本人に直接お会いして話しては無いが、今回の事業内容を書面で書いたものを家に置いてきたそうです。

加曾利委員（1番）

その行為は投函したことであって、相手方からの承

諾を得たと言うことにはならないのではないか。どうぞ

事務局（寺井）

申請時点では、承諾を得たという事にならないと思いま
す。現状では、それがどうなったか確認とれていません。し
かし、説明しようとしている努力はしている事と言えます。

それから、この同意の解釈ですが、現在の運用では同意ま
では取らなくて良い、説明すれば良いとされています。

議長（押元会長）

他にご質問はないでしょうか。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問が無いようですが、番号25についてご異議ございま
せんか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

番号25については、許可相当とすることで決定します。

続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の
規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。そ
れでは、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

5ページをお開きください。議案第3号 農業経営基盤強
化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画につい
て。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利
用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長か
ら決定を求められたので、その可否について意見を求める。
平成30年12月7日提出 大多喜町農業委員会会長 押
元康郎。

- 1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、
- 2 公告を予定する日 平成30年12月7日。

なお、本議案の中、整理番号30-73及び74については、鈴木委員の当事者案件です。また、整理番号30-75につ
いては、矢代委員の当事者案件です。このため、大多喜
町農業委員会会議規則第11条に規定する議事参与の制限
により、当事者案件の開始から終了までは当事者委員に退室
していただき、審議案件が終了後に入室し、席に就いていた

だくようになります。それでは、順不同になりますが先に整理番号 30-73 から説明を行いたいと思います。

議長（押元会長）

では、鈴木委員退室願います。

（鈴木委員、議場を退室。）

事務局（寺井）

それでは、説明します。

7ページをお開きください。

番号 30-73、所在地番 馬場内地先、地目 田、地籍 1,673 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ 10a 当り 60 kg、利用権設定の期間 6 年、期間が平成 30 年 12 月 8 日から平成 36 年 12 月 7 日まで、借賃の支払 毎年 9 月 30 日までに持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

番号 30-74、所在地番 馬場内地先、地目 田、地籍 2,839 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ 10a 当り 60 kg、利用権設定の期間 6 年、期間が平成 30 年 12 月 8 日から平成 36 年 12 月 7 日まで、借賃の支払 毎年 9 月 30 日までに持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。なお、整理番号 30-73 及び 74 の借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は 11 ページのとおりです。説明は以上です。

議長（押元会長）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。それでは、整理番号 30-73 及び 74 について審議を行います。この件について質問のある方はお願いします。

加曾利委員（1番）

借受者、貸付者が同じ案件なのに、用紙が 2 枚提出されているのはなぜですか。

事務局（寺井）

これは、新規設定と再設定の案件となりますので、用紙を分けて提出いただきました。

議長（押元会長）

他に質問等ございませんでしょうか。

議 場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問が無いようですので、整理番号30-73及び74について採決いたします。本件について、許可することでご異議ございませんか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

異議なしの声多数です。よって、整理番号30-73及び74については、許可することに決定いたしました。
鈴木委員の入室を認めます。

（鈴木委員、議場へ入室。）

議長（押元会長）

続きまして、整理番号30-75の審議に入ります。矢代委員の退席をお願いします。

（矢代委員、議場を退室。）

事務局（寺井）

それでは、9ページをお開きください。
では、説明します。

番号30-75、所在地番 下大多喜地先、地目 田、地籍4筆合計4,796m²、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ 10a 当り 60 kg、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年12月8日から平成40年12月7日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 茂原市○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

なお、借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は11ページのとおりです。説明は以上です。

議長（押元会長）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
それでは、整理番号30-75について審議を行います。この件について質問のある方はお願いします。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問が無いようですが、整理番号30-75についてご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（押元会長）

異議なしの声多数です。よって、整理番号30-75については、許可することに決定いたしました。
矢代委員の入室を認めます。

（矢代委員、議場へ入室。）

議長（押元会長）

続きまして残りの案件を審議したいと思います。
事務局からの説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、6ページをお開きください。

番号30-72、所在地番 小沢又地先、地目 田、地籍4筆合計2,080m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 5,000円、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年12月8日から平成40年12月7日まで、借賃の支払 毎年12月31日までに持参払、貸付者大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

続きまして、10ページをお開きください。

番号30-76、所在地番 小内地先、地目 田、地籍1,111m²、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 10a 当り 60kg、利用権設定の期間が平成30年12月8日から平成33年12月7日まで、借賃の支払 每年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。なお、借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は11ページのとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号30-72及び76について、ご質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問が無いようですが、本件について許可することに異議ございませんでしょうか。

議 場

異議なし

議長（押元会長）

それでは、番号30-72及び76については異議なしと認め議案第3号については、全て可決となりました。

議件は以上をもって終了となります。

続いて、報告事項について事務局よりお願ひします。

事務局（寺井）

12ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成30年12月7日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号28、所在・地番 部田地先外28筆、地目 田及び畠、地籍合計14,325.97m²、登記原因・日付 相続 平成30年10月22日、権利者 大多喜町○○○○氏。

その他、2件ありますが、内容については書面のとおりとなっております。

15ページをお開きください。報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。平成30年12月7日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号9、所在・地番 横山地先、地目 田、地籍1,404m²、貸付人 大多喜町○○○○氏、借受人 大多喜町○○○○氏、事由 貸付者の農地の売却のため。

番号10、所在・地番 小沢又地先、地目 田、地籍合計1,140m²、貸付人 大多喜町○○○○氏、借受人 大多喜町○○○○氏、事由 新規で農地を借り受けること事に伴い、経営面積が多くなりすぎるため。

報告事項の説明については以上です。これで報告事項はすべて終了です。

議長（押元会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。

事務局から何かありますか。

事務局（西川局長）

事務局からは特にありません。

委員さんの方から何かありますでしょうか。

特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉　　会（午後3時12分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月7日

会長 神元康郎

署名委員 内山曾利益弘

署名委員 磯野義夫